

# 資料編

知内町まちづくり総合計画審議会設置条例  
知内町まちづくり総合計画審議会規則  
知内町まちづくり総合計画策定委員会要綱  
知内町まちづくり総合計画審議会委員名簿  
知内町まちづくり総合計画諮問書  
知内町まちづくり総合計画策定経過  
知内町まちづくり総合計画答申書

## 知内町まちづくり総合計画審議会設置条例

平成7年3月20日  
条例第2号  
改正 平成17年4月15日条例第19号  
平成19年3月15日条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知内町まちづくり総合計画の設置、組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 町に知内町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

### (組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 関係行政委員会の代表

(2) 各種団体の代表

(3) 学識経験を有する者

(4) その他町長が必要と認める者

3 前項第4号に定める委員は、町民の参画により町民と行政が一体となった計画を策定するため、公募により選考する。

### (所管業務)

第4条 審議会は、地域の発展と住民福祉の向上を図るため町長の諮問に応じ、総合計画に必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

### (顧問)

第5条 審議会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 顧問は、審議会に出席し意見を述べができる。

### (任期)

第6条 審議会の委員及び顧問の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

### (会長、副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務企画課において行う。

### (規則への委任)

第10条 第3条及び第4条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (廃止)

2 知内町建設総合計画審議会設置条例（昭和54年条例第19号）は、廃止する。

#### 附 則（平成17年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 知内町まちづくり総合計画審議会規則

平成7年4月21日  
規則第2号  
改正 平成17年4月15日規則第10号  
平成27年12月21日規則第10号

### (趣旨)

第1条 この規則は、知内町まちづくり総合計画審議会設置条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づいて、知内町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）の構成及び運営等に関し定めるものとする。

### (構成)

第2条 条例第3条の審議会委員の任命は別表1のとおりとする。

#### (専門委員会)

第3条 審議会に専門委員会をおく。専門委員会の構成及び所掌事項は別表2のとおりとする。

- 2 専門委員会は、審議会から付託された事項について調査審議する。
- 3 専門委員会の構成は審議会で協議して定めるものとする。
- 4 専門委員会に委員長、副委員長各1名をおき、委員の互選により定める。
- 5 専門委員会は、当該委員長が招集する。
- 6 委員長は、付議事項について調査審議したときはその結果を審議会に報告しなければならない。
- 7 専門委員会は、調査審議にあたり必要と認めるときは、参与をおき、その意見を聞くことができる。
- 8 審議会会长、副会長は隨時専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

#### (策定委員会)

第4条 審議会に策定委員会をおく。策定委員は町長が任命する。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、審議会の答申が終了したときその効力を失う。
- 3 知内町建設総合計画審議会運営規則（昭和61年規則第3号）は廃止する。

### 附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成27年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年6月26日から適用する。

**別表1（第2条関係）**

所 属	人 数	所 属	人 数
1 関係行政委員会代表	③	(3) 民生関係	
農業委員会	1	社会福祉協議会	1
民生委員協議会	1	老人クラブ連合会	1
教育委員会	1	(4) 教育関係	
2 各種団体代表	⑯	幼稚園P T A	1
(1) 産業関係		子供会育成連絡協議会	1
農業協同組合	1	女性団体連絡協議会	1
建設協会	1	文化団体連絡協議会	1
漁業協同組合	1	体育協会	1
森林組合	1	(5) 環境団体	
商工会	1	知内川の清流を守る会	1
観光協会	1	3 学識経験を有する者	④
信知会	1	4 その他町長が必要と認める者	⑦
(2) 町内会			
町内会連合会	1	計 30 名	

※各委員会・各団体代表委員については団体長からの推薦によるものとし、その他町長が必要と認める者は公募選考による。ただし、公募選考が定数の7名に満たない場合は、町長が選考委嘱する。

## 知内町まちづくり総合計画策定委員会要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、知内町まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、知内町まちづくり総合計画審議会規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づいて設置する策定委員会の構成及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関し、必要な調査研究及び資料の収集に関すること。
- (3) 国、道及び関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号の他、総合計画の策定に関して町長が必要と認めたこと。

### (組 織)

第3条 策定委員会は、規則第3条の規定に基づいて設置する、基盤整備専門委員会、社会開発専門委員会、産業振興専門委員会、行財政専門委員会の4委員会毎に町長が任命し、組織する。

2 策定委員会に会長をおき、会長は助役をもつて充てる。

### (会議の招集)

第4条 策定委員会は、会長が招集する。

### (作業班の設置)

第5条 会長は、策定委員会の実務を行う組織として各策定委員会に作業班を設置することができる。

### (庶 務)

第6条 策定委員会の庶務は総務企画課において処理する。

### (会長への委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、会の運営に關し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

1. この要綱は、平成17年4月8日から施行する。
2. この要綱は、総合計画の樹立をもってその効力を失う。

## 知内町まちづくり総合計画審議会委員名簿

所 属	組織機関(団体)名	役 職	氏 名	専門委員会
1 関係行政委員会代表	知内町農業委員会	委 員	石本 美枝子	基盤整備
	民生委員協議会	会 長	嶋内 純一	社会開発
	教育委員会	教育委員長	齋藤 徹全	社会開発
2 各種団体代表	新函館農業協同組合知内基幹支店	支 店 長	松崎 光一	産業振興
	上磯郡漁業協同組合	副組合長	西山 武雄	産業振興
	知内町森林組合	参 事	櫻井 大介	産業振興
	知内町商工会	副会長	岡田 敬司	産業振興
	知内町観光協会	会 長	岡田 寿典	産業振興
	知内町建設協会	事務局長	西野 弘樹	基盤整備
	信 知 会	会 長	臼井 哲也	基盤整備
	町内会連合会	会 長	西山 大太郎	行財政
	知内町社会福祉協議会	会 長	藤谷 利弘	社会開発
	老人クラブ連合会	会 長	金札 稔	社会開発
	知内幼稚園P.T.A	会 長	佐藤 裕介	社会開発
	知内町子供会育成連絡協議会	会 長	敦賀 恵子	社会開発
	知内町文化団体連絡協議会	会 長	藤田 健一	社会開発
	知内町体育協会	会 長	田中 雄二	社会開発
(5) 関係団体	知内町女性団体連絡協議会	会 長	仲上 紗子	行財政
	知内川の清流を守る会	会 長	佐藤 義明	基盤整備
3 学識経験を有する者	北海道教育大学函館校	講 師	池ノ上 真一	行財政
	知内高等学校	校 長	吉瀬 献策	社会開発
	函館信用金庫知内支店	支 店 長	北見 孝幸	行財政
	北海道新聞函館支社	営業部次長	徳田 俊人	行財政
4 その他町長が必要と認める者		公募委員	佐藤 昇	行財政
		公募委員	齋藤 仁	基盤整備
		公募委員	伊藤 一英	基盤整備
		公募委員	帰山 和敏	産業振興
	農業青年町長委嘱委員		笠松 剛久	産業振興
	農業青年町長委嘱委員		宮上 晃	産業振興
	漁業青年町長委嘱委員		村上 竜太	産業振興

(平成28年3月8日)

平成27年6月26日

知内町まちづくり総合計画審議会会長 様

知内町長 大野幸孝

知内町まちづくり総合計画（第6次知内町総合計画）  
の策定について（諮問）

先人の叡智と努力で築かれてきた知内町の一層の発展と住民福祉の向上を図る上での今後のまちづくりに向けた指針として、知内町まちづくり総合計画（第6次知内町総合計画）基本構想、基本計画を策定するにあたり、「知内町まちづくり総合計画審議会設置条例」第4条の規定に基づき審議会の意見を求めます。

記

1. 計画期間 平成28年度～平成37年度  
(10年間)
2. 諒問内容 知内町まちづくり総合計画  
基本構想・基本計画案に関する調査及び審議

## 知内町まちづくり総合計画策定経過

平成27年6月26日	・第1回 審議会 1) 審議会会长・副会長の選出 (委員互選) 2) 基盤整備、社会開発、産業振興、行財政4専門委員会の委員構成及び各専門委員会別会長・副会長の選出(委員互選) 3) 第6次まちづくり総合計画策定の諮問 4) 第5次まちづくり総合計画取り組みの成果と課題	12月21日	・第4回 審議会 1) まちづくり総合計画基本構想(案)について 2) 人口ビジョン及び総合戦略(案)について
7月30日	・第2回 審議会 1) アンケート調査結果に基づく施策の評価と検討について 2) 移住等受入れ施策の検討について 3) 今後のスケジュール等	平成28年1月15日	・第5回 審議会 1) まちづくり総合計画基本構想・基本計画(案)について 2) 知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案について
10月26日	・第3回 審議会 1) 「人口ビジョン」で設定する人口目標について 2) 総合戦略に盛り込む施策について	1月22日	知内町議会 第6次まちづくり総合計画策定に係る第3回調査特別委員会
10月30日	知内町議会 第6次まちづくり総合計画策定に係る第1回調査特別委員会	2月5日	知内町議会 第6次まちづくり総合計画策定に係る第4回調査特別委員会
12月2日	知内町議会 第6次まちづくり総合計画策定に係る第2回調査特別委員会	2月19日	・第6回 審議会 1) まちづくり総合計画基本構想・基本計画(答申案)について 2) 知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案について
		3月3日	基本構想・基本計画を議会提案
		3月4日	まちづくり総合計画審査特別委員会
		3月8日	まちづくり総合計画 議会議決

### 専門委員会

	産業振興	行財政	社会開発	基盤整備
第1回	平成27年9月9日	平成27年9月10日	平成27年8月31日	平成27年9月15日
第2回	平成27年10月15日	平成27年10月16日	平成27年10月15日	平成27年10月16日
第3回	平成27年11月19日	平成27年11月25日	平成27年11月30日	平成27年11月24日
第4回	平成28年2月1日	平成28年2月1日	平成28年1月28日	平成28年1月29日

## 答申書

平成28年2月19日

知内町長 大野幸孝様

まちづくり総合計画審議会  
会長 藤谷利弘

平成27年6月26日、貴職より諮問を受けた「知内町まちづくり総合計画」(第6次知内町総合計画)の策定について、当町の現状と課題の把握、状況の変化への対応から、発展の方向、まちづくりの施策を6回に亘る審議会及びこれまで4回の各専門委員会において総合的、客観的に慎重審議を行った結果、別添の「知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）案」を妥当と認め、本計画推進にあたっての意見を別記に付して答申致します。

### 答申書に付記する別記事項について

1. 知内町まちづくり総合計画の趣旨を十分に尊重し、計画の推進にあたっては、町民の理解と協力のもとに町民参加を基本とし、行政の効率化を図り機構の見直しを進めるとともに強力な行政執行体制の確立に努めながら施策の重点的、効果的な実施を図られたい。
2. 将来町の各種公共施設の維持や更新費用の増大が見込まれることから、公共施設等総合管理計画に則して施設の集約化や民間活用も含め、人口規模など将来を見通した計画的で効率的な施設の管理運営に努めるとともに、行財政計画との整合性を図りながら施策の展開を図られたい。
3. まちづくりの将来像（理念）である「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」実現に向け、併せて策定した「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める「1. 豊かな暮らし創造プロジェクト」「2. 活力ある地域産業創造プロジェクト」「3. 新たな時代に向けた地域創造プロジェクト」と一体となって実効性を高め事業推進に努められたい。
4. 第6次総合計画で設定した定住・移住・交流・出生の施策目標の達成に向け、各課の横断的な連携はもちろんのこと、町民や関連団体・組織との連携と協働による施策の展開に努められたい。
5. 町民が町のシンボルを実感できるような「町の木」・「町の花」・「町の鳥」の指定について早急に検討されたい。
6. 北海道開発局が策定している「第7期北海道総合開発計画」や本年度北海道が新たに策定する新しい総合計画等、上位計画との整合性を図り、随時計画の見直しに努め、時代に即したまちづくりの推進に努めるとともに、各種施策の進行状況や成果の検証、施策の見直しに対する委員の参画の場を設定するとともに、各分野の専門家を招いた講演会や研修会等の開催により、広く町民がまちづくりへの意識を高め、参画できる機会の設定に努められたい。

## 知内町民憲章

(昭和46年10月5日)

わたくしたちは、豊かな知内川の流れと津軽の海にはぐくまれた自然のもとに大きく伸びようとする知内町民です。

わたくしたちは、先人の心と汗を受継ぐことを誇りとし、力をあわせ、住みよい知内町をめざし、この憲章を定めます。

- 1 <sup>しぜん</sup> 自然を愛し、より美しい町にしましょう
- 1 <sup>からだ</sup> 身体を鍛え、より幸せな町にしましょう
- 1 <sup>こころ</sup> 教養を高め、より楽しい町にしましょう
- 1 <sup>きまり</sup> 規則を守り、より明るい町にしましょう
- 1 <sup>つとめ</sup> 勤労を喜び、より豊かな町にしましょう

## 知内町まちづくり総合計画

(第6次知内町総合計画)

発行日◆平成28年6月

発 行◆北海道知内町

印 刷◆株長門出版社印刷部

函館市日乃出町11番13号

☎ (0138) 52-2461